

東自旅一第 3 2 0 号  
東 自 保 第 4 4 号  
東 自 整 第 7 7 号  
令和 4 年 9 月 1 2 日

管内各運輸支局長 殿

自 動 車 交 通 部 長  
自 動 車 技 術 安 全 部 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、令和 4 年 9 月 8 日付け国自旅第 2 1 4 号、国自整第 1 4 0 号により、自動車局旅客課長及び整備課長から別紙のとおり通知がありましたので了知願います。

国自旅第 2 1 4 号  
国自整第 1 4 0 号  
令和 4 年 9 月 8 日

東北運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長  
(公印省略)

整備課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年5月31日付け国自旅第69号、国自整第61号により、その取扱いを令和4年9月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和4年12月31日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和4年9月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和4年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar.list@mlit.go.jp
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。